

未成年の渡航同意書に関する条件のある国



- 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、渡航時に英文同意書の携行に関する条件がある国の一覧です。査証が必要な場合や日本国籍以外の方は条件が異なる場合があります。当該措置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。
- 下記は各国大使館等の情報(2017年5月26日現在)に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承下さい。
同意書を携行するかどうかはお客様ご自身でご判断いただくようお願いいたします。
 同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。**入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。空港でチェックインの際に、必要書類の所持を確認される場合があります。航空会社により条件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に確認されることをおすすめします。
- 未成年の対象年齢や必要書類、作成方法は国やお客様の事情により異なります。
- ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認下さい。
 特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。
- 代行可能な認証取得や書類提出を当社にご依頼いただく場合は、実費の他に当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 同意書の作成・認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備下さい。

(注)外務省証明とは:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(公印確認・アポストイーユ)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。
 ©外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/todoke/shomei/>

○=要、△=場合により要、×=不要

2017/5/26現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費等	代行可否	大使館情報／書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴		戸籍謄本(翻訳要)	大使館認証	公証人認証	外務省証明(注)			
アメリカ(ハワイ、グアム、サイパン含む)				別紙(米国(アメリカ・ハワイ・グアム・北マリアナ諸島)未成年の渡航同意書について)							別紙(米国(アメリカ・ハワイ・グアム・北マリアナ諸島)未成年の渡航同意書について)をご確認下さい。
カナダ				別紙(カナダ 未成年者渡航時の渡航同意書および必要書類について)							別紙(カナダ 未成年者渡航時の渡航同意書および必要書類について)をご確認下さい。
アイスランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	×	両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)
イギリス	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	×	■作成方法 1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) 2. 未成年の滞在先・滞在予定日数、両親の連絡先(電話番号必須)、同行者の情報(※1)、同行しない親のサイン(※2)、日付を記載します。 ※1 「○○(同行者)と一緒に渡航することを認めています」という旨を記載します。修学旅行の場合は教師等の名前を記載します。 ※2 死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入します。例: 死別(dead/late)、離婚(divorced)等
イタリア	イタリア国籍 15歳未満 (イタリア国籍以外の18歳未満。※詳細参照。)	○	○	指定	△ ※場合により要。詳細参照。	△ ※詳細参照。	△ ※詳細参照。	○ ※詳細参照。	認証料金(注) (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代	外務省 認証 のみ可	イタリア国籍の未成年に対し、大使館では、「15歳未満のイタリア国籍の未成年が単独渡航または片方の親と渡航する場合、入国時に渡航同意書の提示が求められる場合があるため、渡航同意書(指定フォーム)の持参が必要」と案内しています。また、イタリア国籍以外の外国籍(日本国籍含む)に対して、大使館では、「18歳未満のイタリア籍以外の外国籍(日本国籍含む)は、原則渡航同意書の持参は不要だが、国際的な子の連れ去り等を防ぐため、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 公証役場での手続き方は以下の通りです。イタリア国籍のみ大使館での手続きも可能ですが、詳細はその都度渡航者本人から直接大使館にご確認下さい。 ■作成方法(公証役場で手続きする場合) 1. 渡航同意書(指定フォーム)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 親のIDENTITY NO.はパスポート番号を記入下さい。パスポートを所持していない場合、運転免許証の番号(外国籍の場合は在留カード等の番号)を記入下さい。 2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方法務局: 法務局長認証、外務省: アポストイーユ証明) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポストイーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせ下さい。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) ※親子関係や親権の証明が必要な場合は、戸籍謄本等が必要です。 戸籍謄本は、オリジナルに外務省のアポストイーユ証明を受け、その後イタリア語翻訳をしたものが必要です。 翻訳は大使館指定翻訳者が行い、大使館の翻訳認証を受ける必要があります(有料)。
エストニア	18歳未満	○	×	自由(英語)	×	×	×	×	-	×	大使館では、「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に保護者からの渡航同意書を求められる場合がある」と案内しています。 ■作成方法: 形式自由。父親または母親のサインをして下さい。
オーストリア	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	-	×	大使館では「18歳未満の未成年が両親(または片方の親)の同行なしで渡航する場合、入・出国時に提示を求められる場合があるため、両親(または同行しない親)の同意書(英語またはドイツ語で作成、親の連絡先電話番号記載)の携行が望ましい」と案内しています。
オランダ	18歳未満	○	△ ※詳細参照	指定(英語)	△ ※場合により要。詳細参照。	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	×	18歳未満の未成年者が単独で得する場合、親からの渡航同意書(様式指定・英語)と、親のパスポートコピーの持参が必要。片方の親と渡航する場合は、持参が望ましい。 親がパスポートを持っていない場合は渡航同意書と戸籍謄本。離別や死別等で同意書にサインができない場合は親権者の同意書と戸籍謄本。※戸籍謄本は翻訳会社にて英訳し、翻訳者のサインを記入。

未成年の渡航同意書に関する条件のある国

- 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、渡航時に英文同意書の携行に関する条件がある国の一覧です。査証が必要な場合や日本国籍以外の方は条件が異なる場合があります。当該措置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。
- 下記は各国大使館等の情報(2017年5月26日現在)に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承下さい。
同意書を携行するかどうかはお客様自身でご判断いただくようお願いいたします。
同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。**入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。空港でチェックインの際に、必要書類の所持を確認される場合があります。航空会社により条件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に確認されることをおすすめします。



- 未成年の対象年齢や必要書類、作成方法は国やお客様の事情により異なります。
- ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認下さい。
特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。
- 代行可能な認証取得や書類提出を当社にご依頼いただく場合は、実費の他に当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 同意書の作成・認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備下さい。

(注)外務省証明とは:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(公印確認・アポストイーユ)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。
©外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/todoke/shomei/>

○=要、△=場合により要、×=不要

2017/5/26現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費等	代行可否	大使館情報／書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴		戸籍謄本(翻訳要)	大使館認証	公証人認証	外務省証明(注)			
ギリシャ	18歳未満	○	○	自由(英語)	○	○	○	×	認証料金 (公証役場:11,500円)、 戸籍謄本の翻訳代	×	18歳未満の未成年者が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親または同行しない親の署名した英文同意書と親の旅券コピー、戸籍謄本の英訳の持参が必要です。同意書には公証役場または大使館での認証が、戸籍謄本は大使館指定の翻訳会社により英訳されたもので、大使館認証が必要です。詳細は、大使館へ直接お問い合わせ下さい。
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	未成年の渡航同意書に関する条件はありません。 大使館では、不安があれば同意書の持参が望ましいと案内しています。同意書を持参する場合、同意書のサイン確認のため親の旅券コピーを持参する。
スペイン	18歳未満	○	△ ※詳細参照	公証役場での作成 指定<A>	×	×	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)	外務省 認証 のみ可	<ol style="list-style-type: none"> 18歳未満の未成年者および両親(親権者)の全員が日本国籍の場合 大使館では、「未成年者が、両親が同伴せず単独渡航する場合は、両親(親権者)からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。渡航について説明ができるよう備えて下さい。同意書は公証役場で作成します。片方の親が同伴する場合、同意書の持参は不要です。 18歳未満の未成年者および両親(親権者)のいずれかが日本国籍以外の場合 同行しない親(親権者)からの渡航同意書が必要です。公証役場で作成します。スペイン国籍の家族の場合は、大使館にて手続きが可能です。 <p>■手続方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 公証役場で作成する場合(有料) <ol style="list-style-type: none"> <1>両親の渡航同意書(指定フォーム)<A>を記入する(サイン以外の部分のみ)。 <ol style="list-style-type: none"> ◎両親の渡航同意書<A>の記入上の注意 <ol style="list-style-type: none"> 「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入します。 「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴の場合、記入不要です。 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>同行しない親が公証役場に向き、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受けます。 <3>地方方法務局に向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受けます。 <4>外務省でアポストイーユ認証を受けます。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポストイーユ認証を受けられます。 詳細は、最寄りの公証役場にお問合せ下さい。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) 大使館で作成する場合(有料) <ol style="list-style-type: none"> <1>公正証書・作成用データ記入用紙(指定フォーム)、親のパスポートのコピー1、戸籍謄本オリジナル、コピー1を大使館へ提出します。 ※親のパスポートがない場合、パスポートを作成する。 ※戸籍謄本は外務省のアポストイーユ認証を取り付ける。 ※留学目的の場合、入学許可書オリジナルおよびコピー1が必要。 ◎公正証書・作成用データ記入用紙の記入上の注意 <ol style="list-style-type: none"> 「スペインで所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入します。 その他の目的の場合、記入不要です。 「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合、記入不要です。 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>大使館が同意書を作成します(数日かかる)。 <3>大使館より連絡が入ったら予約を取り、同行しない親が大使館へ出頭し、領事の面前で署名します。 同意書はその場で受取ります。
				大使館での作成 指定	○ (翻訳不要)	○	×	○ (戸籍謄本への認証)	約1,000円	書類提出のみ可	

未成年の渡航同意書に関する条件のある国

- 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、渡航時に英文同意書の携行に関する条件がある国の一覧です。査証が必要な場合や日本国籍以外の方は条件が異なる場合があります。当該措置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。
- 下記は各国大使館等の情報(2017年5月26日現在)に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承下さい。
同意書を携行するかどうかはお客様ご自身でご判断いただくようお願いいたします。
同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。**入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。空港でチェックインの際に、必要書類の所持を確認される場合があります。航空会社により条件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に確認されることをおすすめします。



- 未成年の対象年齢や必要書類、作成方法は国やお客様の事情により異なります。
- ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認下さい。
特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。
- 代行可能な認証取得や書類提出を当社にご依頼いただく場合は、実費の他に当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 同意書の作成・認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備下さい。

(注)外務省証明とは:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(公印確認・アポストイーユ)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。
©外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/todoke/shomei/>

○=要、△=場合により要、×=不要

2017/5/26現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費等	代行可否	大使館情報／書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴		戸籍謄本(翻訳要)	大使館認証	公証人認証	外務省証明(注)			
スロベニア	20歳未満	○	×	自由(英語)	×	×	×	×	×	×	大使館では、「20歳未満の未成年者が単独で渡航する場合、入国時に親からの渡航同意書(指定フォームなし)が求められる場合があります」と案内しています。 ■作成方法 英文で作成し、渡航目的、親の連絡先、親のサインを記入します。親のサインは父親または母親のいずれかのサインが必要です。
セルビア	18歳未満	○	○	自由	×	○	×	×	翻訳・認証料 ¥8,100	-	■作成方法 1. 同伴しない親の氏名、サイン、捺印、未成年の氏名、旅券番号、渡航先住所、渡航期間、同意する旨の文を記載します。死別等で作成できない場合は、法定代理人が作成します。 2. 大使館にて日本語・英語からセルビア語への翻訳を行います。(¥8,100・承認印代含む)
デンマーク	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	×	×	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
ドイツ	18歳未満	△ ※詳細参照	△ ※詳細参照	大使館・領事館にて作成	×	○	×	×	有料 (大使館・領事館へご確認下さい。)	×	1. 無査証での短期滞在の場合の同意書要否 <1>a. 原則的に同意書が必要な方:個人的な旅行や知人訪問 b. 原則的に同意書が不要な方:添乗員や引率者がいる パッケージ旅行・団体旅行・修学旅行 ※添乗員や引率者がおり、渡航についての説明が出来る場合、同意書は不要です。 ※同意書の持参は、両親の不仲等で片方の親が国外へ子を連れ去ることや人身売買の問題を懸念し、防ぐためのものです。 <2>現地からの招待状がある場合は持参が望ましいと案内されています。 <3>現地から同意書の持参を求めている場合は手続きをして下さい。 ■作成方法:同意書が必要な場合、両親が大使館へ出頭し、同意書を作成下さい。 両親が別々に出頭する場合、その都度料金がかかります。未成年本人は出頭不要です。 離婚や死別等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書と戸籍謄本の英訳(認証不要)も持参が必要です。 2. 他国に長期滞在する際にドイツを経由する場合 18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独でドイツを経由する場合、同意書の持参が望ましいと案内されています。
ノルウェー	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	×	×	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
フィリピン	15歳未満	○	×	指定(同意宣誓供述書の認証・照会料金(その都度確認下さい)) WEG申請には、同意宣誓供述書の提出が必要です。該当の未成年者の両親(親権者)は、渡航前に大使館へ同意宣誓供述書の認証を申請して下さい。 必要書類は、その都度大使館へ確認して下さい。 ©フィリピン共和国大使館ホームページ http://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/visa/waiver-of-exclusion-ground-weg/	△ ※場合により要。	○	×	×	大使館での同意宣誓供述書の認証・照会料金(その都度確認下さい) ■現地でのWEG申請料(その都度確認下さい)	大使館への認証申請のみ	フィリピン国籍以外の15歳未満の未成年は、有効な査証を所持していても、単独または親以外の保護者と一緒に渡航する場合は、フィリピン到着時にWEG(Waiver of Exclusion Ground)の申請が必要です。 WEG申請には、同意宣誓供述書の提出が必要です。該当の未成年者の両親(親権者)は、渡航前に大使館へ同意宣誓供述書の認証を申請して下さい。 必要書類は、その都度大使館へ確認して下さい。 ©フィリピン共和国大使館ホームページ http://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/visa/waiver-of-exclusion-ground-weg/
フィンランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	×	×	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「親以外の成人同伴または単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
フランス	18歳未満	○	○	-	-	-	-	-	-	×	大使館では入国時や滞在中のトラブル防止のため下記書類の持参が望ましいと案内しています。 指定様式はなく、海外旅行傷害保険、滞在費用証明、渡航同意書、身元引受書など(英文)。

未成年の渡航同意書に関する条件のある国

1. 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、渡航時に英文同意書の携行に関する条件がある国の一覧です。査証が必要な場合や日本国籍以外の方は条件が異なる場合があります。当該措置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。

2. 下記は各国大使館等の情報(2017年5月26日現在)に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承下さい。

同意書を携行するかどうかはお客様自身でご判断いただくようお願いいたします。

同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。**入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。空港でチェックインの際に、必要書類の所持を確認される場合があります。航空会社により条件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に確認されることをおすすめします。

3. 未成年の対象年齢や必要書類、作成方法は国やお客様の事情により異なります。

4. ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認下さい。

特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。

5. 代行可能な認証取得や書類提出を当社にご依頼いただく場合は、実費の他に当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

6. 同意書の作成・認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備下さい。

(注)外務省証明とは:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(公印確認・アポストリーユ)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。

©外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/todoke/shomei/>

○=要、△=場合により要、×=不要

2017/5/26現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費等	代行可否	大使館情報／書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴		戸籍謄本(翻訳要)	大使館認証	公証人認証	外務省証明(注)			
ベトナム	14歳未満	単独渡航不可	×	自由(英語)	×	○	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料 大使館:その都度確認)	○	14歳未満の未成年者が、保護者から委任を受けた同伴者と渡航する場合、保護者(父または母どちらか)からの同意書(様式自由)の持参が必要です。単独渡航は不可。同意書には公証人・法務局長・外務省の認証を受けた後、大使館にて認証を受ける必要があります。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長・外務省の認証を一括で受けることが可能です。手続きを行う各公証役場にてその都度ご確認下さい。
ベルギー	18歳未満	○	○	自由(英語)	△ ※場合により要。詳細参照。	×	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代	外務省認証のみ可	■作成方法 1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方法務局:法務局長認証、外務省:アポストリーユ認証) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポストリーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせ下さい。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) ※離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書の他に、 戸籍謄本が必要です(親権者が明記してあること)。 戸籍謄本はオリジナルに外務省でアポストリーユ証明を受け、その後翻訳が必要です。 さらに翻訳には、翻訳者自身が公証役場に出向き、翻訳者のサイン認証、 法務局長及び外務省のアポストリーユ証明を受ける必要があります。
ボツワナ	18歳未満	○	○	※詳細参照	※詳細参照	×	○	×	認証料金 (公証役場:11,500円)	×	18歳未満の方が渡航する場合、出生証明書、親からの宣誓供述書等の持参が必要です。必要書類は、在ボツワナ日本大使館ホームページの情報を参考にしてください。 【参考】在ボツワナ日本大使館 http://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_tokou.html
ポルトガル	18歳未満	○	○	大使館にて作成	その都度確認	○	×	×	-	×	同意書は大使館で作成しますので、詳細は大使館へ直接お問い合わせ下さい。

未成年の渡航同意書に関する条件のある国



- 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、渡航時に英文同意書の携行に関する条件がある国の一覧です。査証が必要な場合や日本国籍以外の方は条件が異なる場合があります。当該措置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。
- 下記は各国大使館等の情報(2017年5月26日現在)に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承下さい。
同意書を携行するかどうかはおお客様自身でご判断いただくようお願いいたします。
 同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。**入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。空港でチェックインの際に、必要書類の所持を確認される場合があります。航空会社により条件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に確認されることをおすすめします。
- 未成年の対象年齢や必要書類、作成方法は国やお客様の事情により異なります。
- ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認下さい。
 特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。
- 代行可能な認証取得や書類提出を当社にご依頼いただく場合は、実費の他に当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 同意書の作成・認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備下さい。

(注)外務省証明とは:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(公印確認・アポストイーユ)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。
 ©外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/todoke/shomei/>

○=要、△=場合により要、×=不要

2017/5/26現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費等	代行可否	大使館情報／書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴		戸籍謄本(翻訳要)	大使館認証	公証人認証	外務省証明(注)			
南アフリカ	18歳未満	○	○	※詳細参照	○※詳細参照	×	※詳細参照	×	-	×	18歳未満の方が両親、片方の親、第三者同伴または単独で入国する際、書類の提示が義務となります。両親が同行する場合は、出生証明書(戸籍謄本・抄本とその英訳で代用可)を持参します。両親が同行しない場合は、出生証明書(戸籍謄本・抄本とその英訳で代用可)のほか、英文宣誓供述書と追加書類の持参が必要です。必要書類は、南アフリカ観光局ホームページ(戸籍抄本英訳・宣誓供述書等のテンプレート掲載あり)や在南アフリカ日本国大使館ホームページの情報を参考にしてください。 【参考】南アフリカ観光局ホームページ http://south-africa.jp/u18/ 在南アフリカ日本大使館ホームページ http://www.za.emb-japan.go.jp/index_jp.html (注)在南アフリカ大使館・観光局では、戸籍謄本の英訳について、入国時の要件として不要と案内していますが、入国時に内容について英語で説明を求められたり、航空会社によっては日本出発時や経由地等でチェックインの際に英訳を求められる場合があります。そのため、南アフリカ観光局では、戸籍抄本で親子関係の証明ができる場合は、戸籍抄本を取得し英訳されることをおすすめしています。トラブルを避けるため、戸籍謄本を持参する場合も英訳を用意されることを強くおすすめします。また、持参する書類(戸籍抄・謄本の英訳、宣誓供述書、親の旅券または身分証明書コピー)には、公証役場での認証を必要とする航空会社があります。書類の要件は、利用航空会社にご確認下さい。 ※南アフリカ観光局からの情報によると、日本出発時の空港や香港での乗り継ぎの際、書類の不備が理由で航空会社より搭乗を拒まれ、旅行の中断を余儀なくされるケースが報告されていますのでご注意ください。
ラトビア	18歳未満	○	×	自由(英語)	×	×	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)	外務省 認証 のみ	■作成方法 1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 両親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方法務局:法務局長認証、外務省:アポストイーユ認証) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポストイーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせ下さい。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) 3. 両親による書類が用意できない場合は、父親または母親いずれかによる同意書を携帯して下さい。
ルーマニア	18歳未満 (ルーマニア国籍のみ)	○	○	※	×	○※	○※	×	有料 (大使館へご確認下さい。)	×	ルーマニア国籍(日本との二重国籍者を含む)の18歳未満の方が、親権者の同伴なしで出入国する場合、ルーマニア出国時に親権者からの同意書の提示が義務付けられています。 ■作成方法 ルーマニア国外で作成する場合、大使館で手続きが必要です(有料)。 詳細はその都度、渡航者本人から大使館へご確認下さい。 【参考】在ルーマニア日本大使館ホームページ ●日本とルーマニアの二重国籍者のルーマニア出入国に際する注意点 http://www.ro.emb-japan.go.jp/consular_62_j.htm
ルクセンブルク	18歳未満	その都度確認		-	-	-	-	-	-	-	詳細は大使館へ直接お問い合わせ下さい。